



定 款

特定非営利活動法人 ひびき

特定非営利活動法人 ひびき 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ひびき という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県長井市に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を山形県山形市及び山形県西置賜郡白鷹町、山形県寒河江市及び山形県上山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、障がい児・障がい者の福祉の向上及び森林の整備管理・活用に関する事業を行い、もって社会福祉の増進と地域環境の保全、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域の森林保全及び普及啓発の事業
 - ② 簡易測量を通じた山林管理及び境界確認の事業

③ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

⑤ その他上記に付帯する事業

(2) その他の事業

① 薪、木製品の製造及び販売事業

② 山林の簡易測量及び管理支援に係る有償サービス事業

③ 林業用苗木の生産及び配布の事業

④ 森林資源を活用したイベントや体験活動の企画運営の事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限りに行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、個人、団体を問わずこの法人の目的に賛同して入会した正会員1種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上20人以下
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。ただし、この法人と理事長の間で利益が相反する業務または双方代理となる業務を行うときは、理事会において選任したほかの理事等が、法人を代表するものとしてその業務を執行する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子

メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者があつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解 散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 (残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから、総会において正会員総数の過半数の決議を経て選定する。

(合 併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 1-2 この定款は、定款変更認証の日から、第5条を変更する。(平成23年12月28日認証)
- 1-3 この定款は、平成24年1月24日から、第2条第2項を変更する。
- 1-4 この定款は、定款変更認証の日から、第5条を変更する。(平成25年8月29日認証)
- 1-5 この定款は、定款変更認証の日から、第5条、第15条第1項を変更する。(平成26年11月7日認証)
- 1-6 この定款は、定款認証の日から、第2条、第5条、第13条、第15条を変更する。
(平成27年11月11日認証)
- 1-7 この定款は、定款認証の日から、第5条を変更する。(平成28年3月22日認証)
- 1-8 この定款は、定款認証の日から、第5条、第13条、第24条第2項を変更する。(平成28年10月3日認証)
- 1-9 この定款は、平成30年4月1日から、第2条第2項を変更する。
- 1-10 この定款は、平成30年5月26日から、第53条を変更する。
- 1-11 この定款は、平成31年4月1日から、第2条第2項を変更する。
- 1-12 この定款は、定款認証の日から、第3条、第4条、第5条、第40条、第43条を変更する。(令和〇年〇月〇日認証)

- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小林 真
理 事	安達 千恵美
同	高世 江里子
同	若井 有沙
監 事	大瀧 義智

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 入会金 | 一口 1,000円 (一口以上) |
| (2) 年会費 | 一口 1,000円 (一口以上) |

令和6年度の事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

事業所名 森林保全

1 事業の計画

今年度も引き続き山林活性化、山主・地域・林業事業者をつなぐ活動を林福連携により森林保全事業を行う計画でしたが地域理解が得られませんでした。

昨年再開したばかりの森林保全事業でしたが事業推進は不可能と判断しました。
したがって森林保全事業の取組は再度休止とします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
森林保全事業	休止	休止	休止	0

(2) その他の事業

なし

令和6年度の事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

事業所名 POCCO ながい

1 事業の計画

今年度もこれまでの支援方針を継続しつつ、利用者や保護者の方に安心して利用して頂けるような事業所運営を行っていきたいと思います。

創意工夫しながら、子どもたちが様々なことにチャレンジできる環境づくりに力を注いでいきたいと思います。また、のびのびと過ごせる環境を作り、普段の遊びや活動の中で、他者との関わりを楽しんだりコミュニケーション能力を高めたりできるよう支援していきます。さらに、それぞれの専門性を持った職員がそのスキルを存分に発揮して、一人ひとりの特性に配慮しながら、それぞれの強みを伸ばせるような支援に継続して取り組んでいきます。

質の高い支援を提供できるよう、積極的に研修に参加し、職員のスキルアップを目指していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
障害児通所支援事業	放課後等デイサービス	(A) 9:00～18:00 (B) 長井市屋城町 (C) 7名	(D) 長井市及びその周辺 (E) 10名	30,474

(2) その他の事業

実施予定なし

令和6年度の事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

事業所名 POCCO やまがた かじょう

1 事業の計画

- ①個別支援計画に沿い、個々の特性に寄り添って、子ども達の居場所作りを行いながら、5領域の視点を網羅した支援を行っていきます。
- ②自己選択、自己決定が尊重され1人1人が主体性を持ち活動に参加出来るよう支援していきます。
- ③保護者に寄り添い関係機関の方々と風通しの良い関係を作り、密に連携を取りニーズを把握し支援に活かしていきます。
- ④研修を通し、職員の資質の向上を図ると共に、やりがいと誇りを持てる職場環境を作っていきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
障害児通所支援事業	放課後等デイサービス	(A) 9:00~18:00 (B) 山形市城北町 (C) 7名	(D) 山形市及びその周辺 (E) 10名	25,990

(2) その他の事業

実施予定なし

令和6年度の事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

事業所名.....POCCO さがえ

1 事業の計画

今年度は、以下を重点とし、運営していきます。

- ① 個別・小集団の活動において、個々の発達段階やニーズに合わせた専門的支援を計画的に実施し、長期的視点で子ども達の成長のサポートをしていきます。
- ② 家族支援として、利用者ご家族の子どもの障がい特性の理解と養育力向上のため、事業所内での支援場面を通じて、子どもの特性や特性を踏まえた子どもへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
障害児通所支援事業	放課後等デイサービス	(A) 9:00~18:00 (B) 寒河江市大字柴橋 (C) 7名	(D) 寒河江市及びその周辺 (E) 10名	34,428

(2) その他の事業

実施予定なし

令和6年度の事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

事業所名 POCCO かみのやま

1 事業の計画

今年度は以下の4点を重点とし、運営していきます。

- ①各研修に積極的に参加し、職員一人ひとりのスキルの向上と定着を図ります。
- ②利用者の支援ニーズを正確に把握し、適切な支援をしていきます。
- ③保護者や関係機関と密に連携を取り、迅速な情報提供に努めます。
- ④地域の社会資源を積極的に活用し、地域交流の機会を設けます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
障害児通所支援事業	放課後等デイサービス	(A) 9:00~18:00 (B) 上山市旭町 (C) 6名	(D) 上山市及びその周辺 (E) 10名	29,851

(2) その他の事業

実施予定なし

令和6年度の事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

事業所名 POCCO しらたか

1 事業の計画

今年度は下記を基本に運営を行います。

- ①5 領域を意識した活動計画を作成し実施します。
- ②保護者や関係機関と良い関係をつくり地域とも繋がりをもっていきます。
- ③職員一人一人が決められた役割や手順に従って安全計画に取り組みます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
障害児通所支援事業	放課後等デイサービス	(A) 9:00～18:00 (B) 白鷹 (C) 6名	(D) 白鷹町及びその周辺 (E) 10名	28,652

(2) その他の事業

実施予定なし

令和6年度の事業計画

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

事業所名 しらたか FACTORY

1 事業の計画

- ① 利用者みなさんの工賃を向上できるように、新規客の獲得、利用者の継続利用の維持に努め、作業の効率化を図っていきます。
- ② 見学会等を定期的実施し、ご家族・地域の方々からのご協力・ご理解を深めていきます。
- ③ 地域との関わりを増やし、地域のゴミ拾い活動等を実施し地域に貢献できるような取り組みを行います。
- ④ 職員の研修を充実させ、専門性、支援力の向上を図ります。

基本理念「障がいのある方たちが、地域の中で共に生き、共に働く、そのための居場所づくりを目指しています。」の実現のため、この2つを重点とし、運営していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施日時 (B) 当該事業の実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
障害福祉サービス	就労継続支援B型	(A) 8:30～17:30 (B) 白鷹町大字滝野 (C) 6名	(D) 白鷹町及びその周辺 (E) 20名	28,479

(2) その他の事業

実施予定なし

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「翌事業年度の事業計画書」)

7 年 度 の 事 業 計 画 書

7 年 4 月 1 日 から 8 年 3 月 3 1 日 まで

特定非営利活動法人ひびき

1 事業実施の方針

障害者の就労支援事業の拡充と地域資源の有効活用を目的に、薪の製造販売、簡易測量、苗木生産の 3 事業を展開する。これにより、社会貢献と収益性を両立し、持続可能な地域づくりを推進する。事業を通じ、障害者の社会参加と森林資源の循環利用を推進し、持続可能な地域社会の実現を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
地域の森林保全及び普及啓発	山林所有者へ整備意思確認	(A) 9:00～16:00 (B) 長井市・南陽市 (C) 1 名	(D) 山林所有者 (E) 20 名	50
簡易測量を通じた山林管理及び境界確認	山林の境界確認・資源量調査 誤伐防止・乱伐の巡視 デジタルデータの蓄積 山林整備の推進	(A) 9:00～16:00 (B) 長井市・南陽市 (C) 1 名	(D) 山林所有者 (E) 20 名	50
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	放課後等デイサービス	(A) 9:00～18:00 (B) 山形市、長井市、上山市、寒河江市、白鷹町の 5 事業所 (C) 36 名	(D) (B) 及びその周辺地域 (E) 50 名	165,717
障害福祉サービス事業	就労継続支援 B 型	(A) 8:30～17:30 (B) 白鷹町 (C) 7 名	(D) 長井市、白鷹町、南陽市、朝日町、山形市 (E) 20 名	32,693

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
薪、木製品の 製造及び販売	薪の製造及び販売	(A) 9:00～16:00 (B) 白鷹町 (C) 2名	18,550
山林の簡易測 量及び管理 支援に係る 有償サービ ス	山林整備に向けた林業者等への 情報提供	(A) 9:00～16:00 (B) 長井市・南陽市の山林 (C) 10名	710
林業用苗木の 生産及び配布	令和8年度苗木生産に向けた 種子の試験採取と確保、苗木 の生産体制の構築	(A) 9:00～16:00 (B) 白鷹町 (C) 1名	100
森林資源を活用したイ ベントや体験 活動の企画 運営	実施予定なし		0

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 3 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 4 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 5 2の(1)のうち「(D)受益対象者の範囲、(E)予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 6 2の(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

法人名：特定非営利活動法人 ひびき

令和6年度 活動予算書
令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	令和6年度決算額	増減	備 考
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	14,000	12,000	2,000	
2. 受取寄付金				
受取寄付金	300,000	175,000	125,000	
3. 受取助成金				
受取助成金	0	0	0	
4. 受取補助金				
受取国庫補助金	2,500,000	3,544,280	△ 1,044,280	臨時特例交付金ほか
5. 事業収益				
障害児童保育事業(長井事業所)	36,000,000	36,819,320	△ 819,320	
障害児童保育事業(山形事業所)	32,000,000	29,618,670	2,381,330	
障害児童保育事業(寒河江事業所)	37,000,000	36,804,760	195,240	
障害児童保育事業(上山事業所)	36,000,000	28,536,330	7,463,670	
障害児童保育事業(白鷹事業所)	32,000,000	29,300,460	2,099,540	
森林管理補助部門	0	0	0	
就労継続支援B型事業	32,000,000	24,937,236	7,062,764	
事業収益計	205,000,000	186,616,776	18,383,224	
6. その他収益				
雑収益	686,000	468,827	217,373	イオン黄色レシートほか
経常収益計	208,500,000	190,816,683	17,683,317	
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
役員報酬	4,600,000	3,600,000	1,000,000	
給与手当(処遇改善額含む)	104,000,000	93,796,544	10,203,456	
賞与手当(処遇改善額含む)	20,500,000	18,619,000	1,881,000	
法定福利費	18,400,000	16,792,513	1,607,487	
人件費計	147,500,000	132,808,057	14,691,943	
(2) その他経費				
飲食提供費	350,000	313,615	36,385	
旅費交通費	10,000	7,070	2,930	
広告宣伝費	110,000	104,500	5,500	活動報告書
支払手数料	210,000	205,632	4,368	電子証明書の更新手数料、振込手数料
厚生費	3,000,000	2,681,807	318,193	健康診断、研修受講料、理事長保険料、中退共掛金
地代家賃	4,650,000	4,648,538	1,462	施設建物、駐車場、道路占拠等
修繕費	1,500,000	1,249,214	250,786	施設管理維持
事務用消耗品費	2,300,000	2,064,916	235,084	コピーチャージ、コピー用紙等
通信費	1,000,000	997,545	2,455	電話、電報、携帯、ネット通信
水道光熱費	5,000,000	4,333,781	666,219	水道、ガス、電気、灯油など高騰見込
租税公課	500,000	511,650	△ 11,650	固定資産税、印紙等
接待交際費	100,000	88,397	11,603	協力医、第三者委員、大家
保険料	3,000,000	2,523,450	476,550	自賠責保険、任意保険、建物火災保険(備品等)、賠償保険
備品消耗品費	2,500,000	1,904,635	595,365	災害時備蓄品、慶山ストーブほか
リース料	3,000,000	2,858,700	141,300	
車両費	6,500,000	6,376,557	123,443	ガソリン代高騰見込
諸会費	40,000	40,200	△ 200	区費、町内費、しんくみアドバンス年会費等
減価償却費	6,360,000	6,043,494	316,506	建物関係、車両運搬具、器具備品の減価償却
雑費	4,300,000	3,609,299	690,701	税理士・労務士顧問料ほか、除雪費、消耗品、災害時備蓄品ほか
事業費	4,200,000	3,689,738	510,262	法テビ活動用、就労工賃等
支払利息	2,500,000	2,902,257	△ 402,257	
繰延資産償却	0	0	0	
貸倒償却	0	178,345	△ 178,345	
雑損失	0	0	0	
その他経費計	51,130,000	47,333,340	3,796,660	
経常費用計	198,630,000	180,141,397	18,488,603	
当期経常増加額	9,870,000	10,675,286	△ 805,286	
III 経常外収益				
貸倒引当金戻入額	0	182,485		
固定資産売却益		14,780		
IV 経常外費用				
貸倒引当金繰入額	182,485	0		
固定資産除却損	0	0		
税引前当期正味財産額	9,687,515	10,872,551		
法人税等	2,228,128	2,596,673		
当期正味財産増減額	7,459,387	8,275,878		
前期繰越正味財産額	53,887,244	45,611,366		
次期繰越正味財産額	61,346,630	53,887,244		

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

(単位：円)

科目	特定非営利活動にかか る事業	その他の事業	合計	備 考
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	15,000		15,000	
2. 受取寄付金				
受取寄付金	0		0	
3. 受取助成金				
受取助成金	0		0	
4. 受取補助金				
受取国庫補助金	700,000	750,000	1,450,000	
5. 事業収益			0	
障害児童保育事業（長井事業所）	33,500,000		33,500,000	
障害児童保育事業（山形事業所）	33,500,000		33,500,000	
障害児童保育事業（寒河江事業所）	38,000,000		38,000,000	
障害児童保育事業（上山事業所）	36,000,000		36,000,000	
障害児童保育事業（白鷹事業所）	35,000,000		35,000,000	
森林管理補助部門		14,000,000	14,000,000	
就労継続支援B型事業	35,550,000		35,550,000	
事業収益計	211,550,000	14,000,000	225,550,000	
6. その他収益			0	
雑収益	500,000		500,000	
経常収益計	212,765,000	14,750,000	227,515,000	
II 経常費用				
1. 事業費				
（1）人件費				
役員報酬	4,800,000	0	4,800,000	
給与手当(処遇改善額含む)	104,600,000	3,500,000	108,100,000	
賞与手当(処遇改善額含む)	21,000,000		21,000,000	
法定福利費	18,700,000	387,000	19,087,000	
人件費計	149,100,000	3,887,000	152,987,000	
（2）その他経費			0	
飲食提供費	350,000	0	350,000	
配送配達費		220,000	220,000	
旅費交通費	10,000	0	10,000	
広告宣伝費	110,000	200,000	310,000	
支払手数料	150,000	300,000	450,000	
厚生費	3,150,000	28,000	3,178,000	
地代家賃	4,650,000	30,000	4,680,000	
修繕費	1,200,000	150,000	1,350,000	
事務用消耗品費	2,400,000	0	2,400,000	
通信費	1,200,000	140,000	1,340,000	
水道光熱費	5,000,000	1,500,000	6,500,000	
租税公課	450,000	20,000	470,000	
接待交際費	100,000	0	100,000	
保険料	3,250,000	570,000	3,820,000	
備品消耗品費	2,000,000	600,000	2,600,000	
リース料	3,500,000	340,000	3,840,000	
車両費	6,000,000	1,850,000	7,850,000	
諸会費	40,000	0	40,000	
減価償却費	6,350,000	4,200,000	10,550,000	
雑費	3,500,000	310,000	3,810,000	
事業費	4,300,000	3,200,000	7,500,000	
支払利息	2,000,000	0	2,000,000	
外注加工費	0	1,500,000	1,500,000	
	0	0	0	
	0	0	0	
	0	0	0	
その他経費計	49,710,000	15,158,000	64,868,000	
経常費用計	198,810,000	19,045,000	217,855,000	
当期経常増加額	13,955,000	△ 4,295,000	9,660,000	
III 経常外収益				
貸倒引当金戻入額				
固定資産売却益				
IV 経常外費用				
貸倒引当金繰入額			182,485	
固定資産除却損			0	
税引前当期正味財産額			9,842,485	
法人税等			2,100,000	
当期正味財産増減額			7,742,485	
前期繰越正味財産額			59,124,427	
次期繰越正味財産額			66,866,912	

法人名： 特定非営利活動法人 ひびき

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

(単位：円)

科目	特定非営利活動にかかる事業	その他の事業	合計	備 考
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	15,000		15,000	
2. 受取寄付金				
受取寄付金	0		0	
3. 受取助成金				
受取助成金	0		0	
4. 受取補助金				
受取国庫補助金	1,000,000	1,000,000	2,000,000	
5. 事業収益			0	
障害児童保育事業（長井事業所）	33,500,000		33,500,000	
障害児童保育事業（山形事業所）	33,500,000		33,500,000	
障害児童保育事業（寒河江事業所）	38,000,000		38,000,000	
障害児童保育事業（上山事業所）	36,000,000		36,000,000	
障害児童保育事業（白鷹事業所）	35,000,000		35,000,000	
森林管理補助部門		20,000,000	20,000,000	
就労継続支援B型事業	38,000,000		38,000,000	
事業収益計	214,000,000	20,000,000	234,000,000	
6. その他収益			0	
雑収益	500,000	500,000	1,000,000	
経常収益計	215,515,000	21,500,000	237,015,000	
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
役員報酬	4,800,000	0	4,800,000	
給与手当(処遇改善額含む)	104,600,000	3,800,000	108,400,000	
賞与手当(処遇改善額含む)	21,000,000	500,000	21,500,000	
法定福利費	18,700,000	450,000	19,150,000	
人件費計	149,100,000	4,750,000	153,850,000	
(2) その他経費			0	
飲食提供費	350,000	0	350,000	
配送配達費		300,000	300,000	
旅費交通費	10,000	0	10,000	
広告宣伝費	110,000	200,000	310,000	
支払手数料	150,000	300,000	450,000	
厚生費	3,150,000	30,000	3,180,000	
地代家賃	4,650,000	100,000	4,750,000	
修繕費	1,200,000	200,000	1,400,000	
事務用消耗品費	2,400,000	100,000	2,500,000	
通信費	1,200,000	150,000	1,350,000	
水道光熱費	5,000,000	2,000,000	7,000,000	
租税公課	450,000	50,000	500,000	
接待交際費	100,000	30,000	130,000	
保険料	3,250,000	600,000	3,850,000	
備品消耗品費	2,000,000	600,000	2,600,000	
リース料	3,500,000	340,000	3,840,000	
車両費	6,000,000	1,850,000	7,850,000	
諸会費	40,000	0	40,000	
減価償却費	6,350,000	4,200,000	10,550,000	
雑費	3,500,000	310,000	3,810,000	
事業費	4,300,000	3,500,000	7,800,000	
支払利息	2,000,000	0	2,000,000	
外注加工費	0	1,500,000	1,500,000	
その他経費計	49,710,000	16,360,000	66,070,000	
経常費用計	198,810,000	21,110,000	219,920,000	
当期経常増加額	16,705,000	390,000	17,095,000	
III 経常外収益				
貸倒引当金戻入額				
固定資産売却益				
IV 経常外費用				
貸倒引当金繰入額			182,485	
固定資産除却損			0	
税引前当期正味財産額			17,277,485	
法人税率			3,973,822	
当期正味財産増減額			13,303,663	
前期繰越正味財産額			66,866,912	
次期繰越正味財産額			80,170,575	